

# 厚木市耐震改修促進計画改定方針

## 1 計画改定の趣旨

大規模地震による被害を減少させるため、平成7年に制定された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）、国の基本的な方針（以下、「基本方針」という。）に基づき策定された神奈川県耐震改修促進計画（以下、「県促進計画」という。）に基づき厚木市耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）を策定し、建築物の耐震化の促進を図ってまいりました。

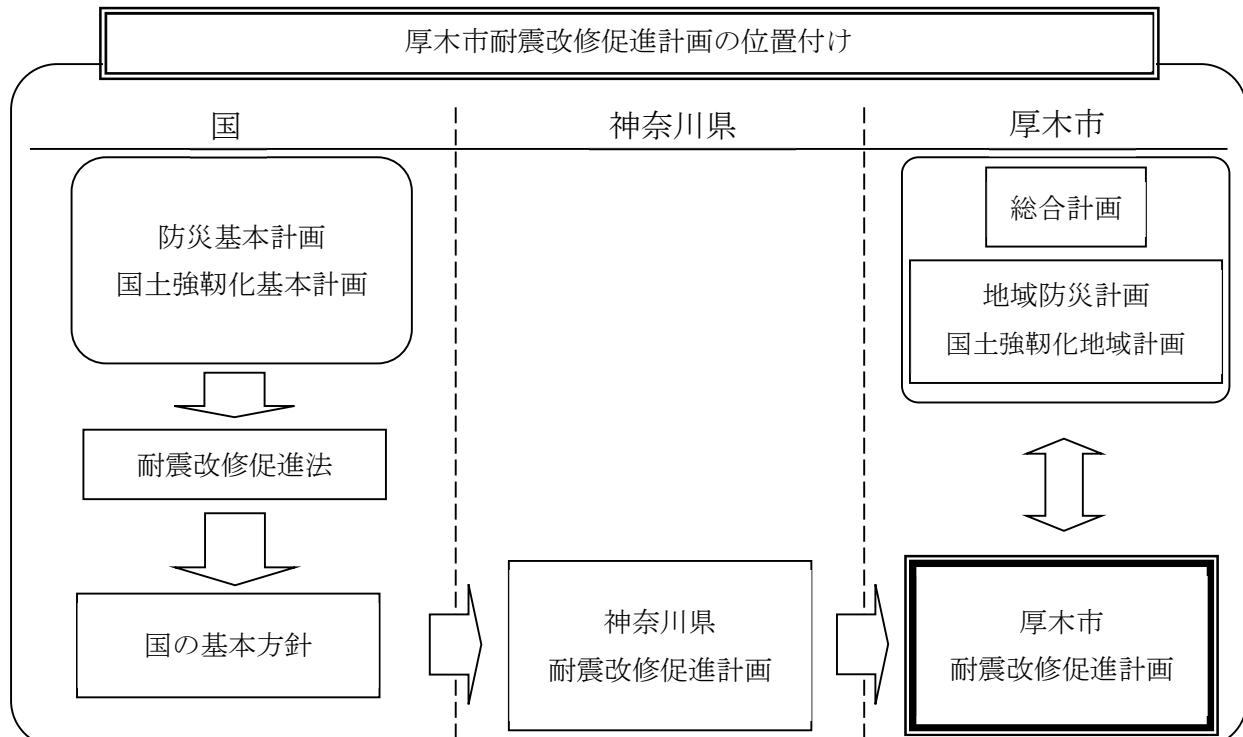
今般、令和7年7月の基本方針の改正に伴う令和8年3月の県促進計画の改定に基づき本計画を改定するものです。

### 『本計画の改定経過』

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 平成21年3月 | 当初計画の策定             |
| 平成27年3月 | 平成25年耐震改修促進法改正に伴う改定 |
| 平成28年3月 | 耐震診断義務付け路線を指定する改定   |
| 令和3年3月  | 計画期間の延長             |
| 令和4年3月  | 計画期間の延長             |
| 令和4年9月  | 基本方針及び県促進計画の改定に伴う改定 |

## 2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法に基づく計画として、基本方針及び県促進計画に基づいて建築物の耐震改修の促進に向けて耐震化の目標と施策等を総合計画、地域防災計画及び国土強靭化地域計画との整合を図り策定していくものです。



### 3 計画期間

本計画の計画期間は、基本方針における耐震化の目標に基づき、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、耐震化の目標の達成及びその他建築物等の耐震化を進めていきます。

なお、耐震化の進捗管理及び定期的に施策の検証を実施し、基本方針や県促進計画の改定があった場合等必要に応じて本計画の見直しを行います。

### 4 現計画における主な取組成果等

- (1) 木造住宅耐震改修工事補助における非課税世帯への補助額の加算（令和4年度）  
所有者の高齢化が進み、耐震診断を実施しても、耐震改修工事に係る費用負担が大きく実施に踏み切れない方が多くなっていたため、非課税世帯に対する耐震改修工事の補助金を1件当たり50万円加算しました。
- (2) 木造住宅除却工事補助制度の創設（令和7年度）  
耐震診断の結果、耐震性に不足がある木造住宅に対する除却工事に要する費用の一部補助を創設しました。
- (3) 厚木市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの新設（令和7年度）  
厚木市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを新設し、耐震性が不十分な木造住宅の所有者全員に対し令和10年度までにダイレクトメールを送付する計画を作成しました。
- (4) 耐震セミナーへの取り組み（令和7年度）  
耐震改修事業者に対する耐震改修工法等に係るセミナーを年1回以上実施し、耐震改修事業者の育成を図っています。

### 5 現状と課題

- (1) 一戸建て住宅の耐震化の遅れ  
昭和56年6月以前の旧耐震基準の建築物は、所有者の高齢化が進み、工事費用の負担ができないことなど、耐震化に向けた積極的な行動につながらないことが多くなってきています。
- (2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の遅れ  
所有者にとっては、耐震化のための耐震診断費等の費用に多大な負担がかかるため事業採算等の観点から耐震化が進んでいない状況にあります。また、建築物の倒壊が及ぼす影響の理解不足も耐震化が進んでいない要因と考えられます。
- (3) 沿道建築物の耐震化の遅れ  
耐震診断の結果、耐震性がない建築物について耐震改修設計、耐震改修工事の補助制度を創設し、所有者の費用負担の軽減を図り、耐震化の実施を要請しているが、費用負担の問題により耐震化実施に踏み出せず、耐震化が進まない状況にあります。

## 6 計画改定の基本的な方針

### (1) 耐震化の目標について

#### ア 住宅

令和 12 年度までにおおむね解消とします。

#### イ 要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断義務付け対象建築物）

令和 12 年度までに解消とします。

#### ウ 要安全確認計画記載建築物（沿道建築物（耐震診断義務付け対象建築物））

令和 12 年度までに解消とします。

### (2) 耐震化率及び解消率について

#### ア 住宅

住宅・土地統計調査を基に「戸数」で算定し、本市の実状に合った推計方法により耐震化率を算定します。

#### イ 要緊急安全確認大規模建築物

基本方針を勘案し、対象とする建築物を検討し解消率を算定します。

#### ウ 沿道建築物

基本方針を勘案し、対象とする建築物を検討し解消率を算定します。

### (3) 耐震化を促進するための施策について

#### ア 耐震診断改修技術者の養成等への協力（拡大）

市の木造住宅耐震診断改修技術者に登録するには、建築士であることに加えて一般財団法人日本建築防災協会が行う国土交通大臣登録「木造耐震診断資格者講習」の受講修了を条件としているため、技術者を更に増やすよう周知活動を行います。また、木造住宅耐震改修実務セミナーを開催し、技術者の養成を図ります。

#### イ 木造住宅の耐震化を促進するための新たな支援制度（拡大）

基本方針の改定により、その他の地震時の安全対策として昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに建築された 2000 年基準\*を満たさない木造住宅（以下、「グレーゾーン住宅」という。）の耐震性能検証について追加されたため、本計画に明記します。なお、令和 8 年度より木造住宅耐震関係補助制度の対象建築物にグレーゾーン住宅を追加できるよう検討しています。

\*2000 年基準とは・・・建築基準法の改正により 2000（平成 12）年 6 月以降に木造建築物を対象に適用された基準で、壁や筋交いを入れた軸組の配置や接合部の仕様等の構造関係規定について明確化された基準です。

#### ウ 木造住宅の耐震化を促進するための制度の見直し（拡大）

木造住宅の所有者の改修工事費用の負担が大きく耐震化に踏み切れない方のために、補助金の割増し、部分的耐震改修など更に利用しやすい制度となるよう見直しを進めます。

また、耐震改修工事は、省エネ改修工事等と同時に実施することで工事費用や工事期間等の面で効率的、合理的、経済的に進めることができることから、

省エネ改修工事等の補助制度と併せて見直しを進めます。加えて、所有者が高齢者である場合、住宅の耐震化に当たり資金調達が課題となることから、リ・バース 60 による融資制度を利用した補助制度の創設を検討し、耐震化の促進を図ります。

普及啓発としては、厚木市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、耐震性が不十分な住宅の所有者等にダイレクトメールの送付等を行い、直接的に耐震化を促していきます。

#### エ 病院、診療所等に対する耐震化の支援制度（継続）

災害時に救急救援措置の拠点となる病院、診療所等の耐震化の促進を図るため、耐震化の支援事業やその他効果的な支援制度創設の検討を進めます。

#### オ 耐震診断を義務付けた緊急輸送道路の沿道建築物の補助制度（継続）

耐震診断の結果、耐震性がない建築物の耐震化を促進するため、現状の補助制度が更に効果的な制度となるよう除却等の補助制度の検討を進めます。

#### カ ブロック塀等の更なる安全対策の推進（継続）

倒壊するおそれのあるブロック塀等は、災害時にその倒壊により、多くの死傷者が発生することが危惧されます。また、道路等を塞ぎ、避難及び救助活動を妨げる原因となることから、今後も引き続き本計画にブロック塀等に対する安全対策について位置付けることで国の補助金を活用し、更なる安全対策を促進します。

## 7 市民参加と改定の手法

本計画の改定に当たっては、次のとおり検討段階に応じて市民参加手続を行います。

- (1) 関係団体への意向調査（アンケート）の実施
- (2) 意見交換会の実施
- (3) パブリックコメントの実施

## 8 改定スケジュール

令和7年11月～12月 関係団体への意向調査（アンケート）

12月 庁内意見照会

令和8年3月～4月 パブリックコメント

8月 意見とりまとめ

9月 本計画の改定